|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　長 | 副課長 | 学生生活係 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行事計画書が提出されているか（課外活動のみ） | □ | 承認連絡者 |  | 許可期限 | 　月　　　日まで |

承認印

受付印

【受付者氏名記入】

立 看 板 設 置 願

年　　月　　日

　　学生支援・社会連携課長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者(部長･委員長等)氏名 |  |
| 申請者学籍番号・氏名 |  |
| 申請者連絡先 | ―　　　　　― |

　京都工芸繊維大学学生細則第10条に基づき、掲示物の設置について、下記のとおり申請しますので、許可くださるようお願いいたします。

なお、掲示物の設置にあたっては、次の事を厳守します。

* 通行の妨げや危険を及ぼさないよう、十分考慮します。
* 万一、破損･倒壊等の不都合が生じた場合は、速やかに撤去・修繕等対応します。
* 設置許可期限後は、速やかに撤去します。

記

↓提出前に確認(☑)してください

□ 掲示内容に「● 設置責任者(団体名)」「● 連絡先(E-mail, TEL)」を記載すること。

□ 別紙として、掲示内容がわかるもの（**写真・原稿**）を添付すること。

□ 裏面のキャンパス配置図に、設置場所を**赤色■印**で記入すること。

□ 学生課外活動団体等の場合は、掲示内容について、行事計画書が提出されていること。

□ 営利目的でないこと（広告要素を含む印刷物はNG）

□ 思想に偏りがないこと（政治活動・宗教活動等の勧誘ではない）

□ 著作権を侵害する内容でないこと

□ 塗料は使用しない

□ 塗料を使用する。塗料等使用マニュアルを確認し、誓約書を学生支援・社会連携課へ提出した。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 |  　　年 　月 　日（ 　） ～　　　 　年 　月 　日（ 　） |
| 目的 |  |
| 設置物の形状及び内容 | (形状)　・大きさ（縦　　　　　　ｍ × 横　　　　　　ｍ）(内容) |
| 設置場所 |  |
| 備考 |  |

以上

**京都工芸繊維大学学生細則<抜粋>（**昭和25年11月10日制定）

(掲示)

第10条　学生が掲示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生支援・社会連携課に提出し、その許可を受けなければならない。

2　許可を受けた掲示は、学内所定の場所に公示し、特に指定しない限り5日を経過すれば撤去するものとする。

**学生支援・社会連携課**

設置予定場所に**赤色で■印**を記入してください。

京都工芸繊維大学学生細則 ＜抜粋＞ 　昭和25年11月10日制定

（掲示）

第10条　学生が掲示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生支援・社会連携課に提出し、その許可を受けなければならない。

2　許可を受けた掲示は、学内所定の場所に公示し、特に指定のない限り5日を経過すれば撤去するものとする。